

## 18. (付表) 個人住民税の

区分	平成29年度	30	令和元年度	2
基礎控除	330,000円	同左	同左	同左
所得控除	控除額 年齢70歳以上の老人控除対象配偶者 380,000円  (注) 控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円以下であること。  (注) 扶養控除の見直しに伴い、 扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置 (加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者 の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	同左	所得割の納税義務者の前年の合計 所得金額が900万円以下の場合 330,000円 (老人控除対象配偶者：380,000円) 900万円超950万円以下の場合 220,000円 (老人控除対象配偶者：260,000円) 950万円超1,000万以下の場合 110,000円 (老人控除対象配偶者：130,000円)  (注) 前年の合計所得金額が1,000 万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除 を適用できない。 控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が38万円 以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000 万円以下であること。 (29年度改正において措置)	同左
控除	最高 前年の合計所得1,000万円以下の者について適用する。控除対象配偶者以外の配偶者の前年の合計所得金額に応じて以下のように控除額を調整。  配偶者の所得 38~45万円未満 45~50 50~55 55~60 60~65 65~70 70~75 75~76	同左	所得割の納税義務者及び配偶者 特別控除の対象となる配偶者の前 年の合計所得金額に応じて、以下 のように控除額を調整。  ①所得割の納税義務者の前年の合 計所得金額が900万円以下の場 合 配偶者の所得 38~ 85万円以下 85~ 90 90~ 95 95~100 100~105 105~110 110~115 115~120 120~123	同左
			控除額 33万円 31 26 21 16 11 6 3	控除額 33万円 33 31 26 21 16 11 6 3
			②所得割の納税義務者の前年の合 計所得金額が900万円超950万円 以下の場合 配偶者の所得 38~ 85万円以下 85~ 90 90~ 95 95~100 100~105 105~110 110~115 115~120 120~123	控除額 22万円 22 21 18 14 11 8 4 2

## 控 除 及 び 税 率

3	4	5	6	7
前年の合計所得金額が2,400万円以下である場合 430,000円 2,400万円超2,450万円以下である場合 290,000円 2,450万円超2,500万円以下である場合 150,000円 前年の合計所得金額が2,500万円超である所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできない。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左  控除対象配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円以下であり、所得割の納税義務者の前年の所得金額が1,000万円以下であること。 (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左	同 左
所得割の納税義務者及び配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額に応じて、以下のように控除額を調整。  ①所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~ 95万円以下 33万円 95~100 ツ 33 ツ 100~105 ツ 31 ツ 105~110 ツ 26 ツ 110~115 ツ 21 ツ 115~120 ツ 16 ツ 120~125 ツ 11 ツ 125~130 ツ 6 ツ 130~133 ツ 3 ツ  ②所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~ 95万円以下 22万円 95~100 ツ 22 ツ 100~105 ツ 21 ツ 105~110 ツ 18 ツ 110~115 ツ 14 ツ 115~120 ツ 11 ツ 120~125 ツ 8 ツ 125~130 ツ 4 ツ 130~133 ツ 2 ツ  ③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 控除額 48~ 95万円以下 11万円 95~100 ツ 11 ツ 100~105 ツ 11 ツ 105~110 ツ 9 ツ 110~115 ツ 7 ツ 115~120 ツ 6 ツ 120~125 ツ 4 ツ 125~130 ツ 2 ツ 130~133 ツ 1 ツ (30年度改正において措置)	同 左	同 左	同 左	

## 18. (付表) 個人住民税の

区分	平成29年度	30	令和元年度	2
配偶者特別控除(統)			③所得割の納税義務者の前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合 配偶者の所得 38~85万円以下 11万円 85~90 " 11 " " 90~95 " 11 " " 95~100 " 9 " " 100~105 " 7 " " 105~110 " 6 " " 110~115 " 4 " " 115~120 " 2 " " 120~123 " 1 " " (29年度改正において措置)	
所得扶養控除	控除対象扶養親族(年齢16歳以上) うち、特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満) うち、老人扶養親族(年齢70歳以上) ただし、老人扶養親族のうち、同居している老親等 (注)扶養控除の見直しに伴い、扶養控除及び配偶者控除に係る同居特別障害者加算措置(加算額23万円)を特別障害者控除に係る同居特別障害者の加算額に改組する。 (22年度改正において措置)	330,000円 450,000円 380,000円 450,000円	同左	同左
控除	控除額 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 ・扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合 (22年度改正において措置) ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 (所得要件等) (1) 障害者・所得要件なし (2) 寡婦(寡夫) (4) 寡婦…夫と死別・離婚した後再婚していない者等で扶養親族等を有する者か、夫と死別した後再婚していない者等で前年の合計所得金額500万円以下の者 (注)扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の者は、特別加算 (2) 寡夫…妻と死別・離婚した後再婚していない者等で、前年の総所得金額等が所得税法上の基礎控除の金額以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額500万円以下の者 (3) 勤労学生 学生、生徒等のうち、前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円	同左	控除額 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 ・寡婦のうちの特別加算に該当する場合 (同一生計配偶者の所得要件: 前年の合計所得金額が38万円以下であること。 (29年度改正において措置))
控除(統)			同左	同左

## 控 除 及 び 税 率 (続)

3	4	5	6	7
	同 左	同 左	同 左	同 左
控除額 (扶養親族の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置))	同 左	同 左	同 左	同 左
障害者控除額 ・障害者のうち、特別障害者に該当する場合 ・扶養親族又は同一生計配偶者が同居の特別障害者である場合 (同一生計配偶者の所得要件： 前年の合計所得金額が48万円 以下であること。 (30年度改正において措置))	同 左	同 左	同 左	同 左
寡婦控除額 260,000円 ひとり親控除額 300,000円 (令和2年度改正において措置)				
(所得要件等) (1) 障害者 同 左 (2) 寡婦 ひとり親に該当しない者で次に掲げる要件に該当する者 (イ) 夫と離婚した後再婚していない者で扶養親族を有する者であること又は夫と死別した後再婚していない者であること (ロ) 合計所得金額500万円以下であること (ハ) 事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと (注) 寡婦(寡夫)控除を寡婦控除及びひとり親控除に改組する。 (令和2年度改正において措置) (3) ひとり親 現に婚姻をしていない者等で、事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額500万円以下の者 (令和2年度改正において措置) (4) 勤労学生 学生、生徒等のうち、その年の合計所得金額が75万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者 (30年度改正において措置)				

## 18. (付表) 個人住民税の

区分	平成29年度	30	令和元年度	2																
所得控除(統)	<p>雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産についての災害等による損失額のうち、所得金額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、所得金額の10%相当額又は5万円とのいずれか低い金額を超える金額</p> <p>医療費控除 医療費のうち、所得金額の5%相当額と10万円とのいずれか低い金額を超過する金額（最高200万円） (注) 医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加。(24年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 生命保険料控除を改組し、各保険料控除の合計適用限度額を7万円とする。 (イ) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約） ① 一般生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～12,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円の場合</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円の場合</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超の場合</td> <td>28,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>② 介護医療保険料 同上 ③ 個人年金保険料 同上 (ロ) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約） ① 一般の生命保険料</p> <table border="1"> <tr> <td>～15,000円の場合</td> <td>支払保険料等全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円の場合</td> <td>支払保険料等 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円の場合</td> <td>支払保険料等 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超の場合</td> <td>35,000円（一律）</td> </tr> </table> <p>② 個人年金保険料 同上 (22年度改正において措置)</p>	～12,000円の場合	支払保険料等全額	12,001円～32,000円の場合	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円の場合	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円	56,000円超の場合	28,000円（一律）	～15,000円の場合	支払保険料等全額	15,001円～40,000円の場合	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円	40,001円～70,000円の場合	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円	70,000円超の場合	35,000円（一律）	<p>雑損控除 同左</p> <p>医療費控除 同左 (注) セルフメディケーション税制 平成30年度から令和4年度までの個人住民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に支払った自己又は自己と生計を行にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品購入費のうち12,000円を超える部分の金額（88,000円を限度）について、前年中の総所得金額等から控除。(28年度改正において措置)</p> <p>生命保険料控除 同左</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
～12,000円の場合	支払保険料等全額																			
12,001円～32,000円の場合	支払保険料等 × 1/2 + 6,000円																			
32,001円～56,000円の場合	支払保険料等 × 1/4 + 14,000円																			
56,000円超の場合	28,000円（一律）																			
～15,000円の場合	支払保険料等全額																			
15,001円～40,000円の場合	支払保険料等 × 1/2 + 7,500円																			
40,001円～70,000円の場合	支払保険料等 × 1/4 + 17,500円																			
70,000円超の場合	35,000円（一律）																			

## 控 除 及 び 税 率 (続)

3	4	5	6	7
雑損控除 同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
医療費控除 同 左 (注) セルフメディケーション税制 [令和5年度分以後適用] 本特例の対象となる医薬品の範 囲等の見直しを行った上で、適用 期限を令和9年度まで延長。 (令和3年度改正において措置)				
生命保険料控除 同 左				

## 18. (付表) 個人住民税の

区分	平成29年度	30	令和元年度	2
所得控除(続)	<p>地震保険料控除 家屋又は家財について支払った地震保険料等の金額の2分の1を控除 (最高25,000円)。</p> <p>(注) 平成18年末までに締結した一定の長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用可能(地震保険料控除と合わせて最高25,000円)。</p> <p>社会保険料控除 支払額の全額</p> <p>小規模企業共済等掛金控除            ① 小規模企業共済契約に係る掛金            ② 確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金            ③ 心身障害者扶養共済制度の掛金 (27年度改正において措置)</p>	<p>地震保険料控除 同左</p> <p>社会保険料控除 同左</p> <p>小規模企業共済等掛金控除 同左 (注) 対象となる確定拠出年金の個人型年金の加入者の範囲に、企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者を追加。 (27年度改正において措置)</p>	同左	同左
税額控除除	<p>① 配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について            (道府県) 1.2%            (市町村) 1.6%            1,000万円を超える部分の金額について            (道府県) 0.6%            (市町村) 0.8%</p> <p>② 証券投資信託の収益の分配について            (道府県) 0.6%            (市町村) 0.8%            (課税総所得金額が1,000万円を超える部分について道府県0.3%, 市町村0.4%)</p> <p>ただし、私募公社債等運用投資信託の収益の分配、外国株価指数に連動する特定株式投資信託の収益の分配、特定外貨建証券投資信託の収益の分配、特定投資信託又は特定目的信託の収益の分配、投資法人の配当等及び特定目的会社の配当等に係る配当所得、申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p> <p>(注) 申告分離課税制度を選択した配当所得は、配当控除所得の対象とならない。 (20年度改正において措置)</p>	<p>同左 (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税：市民税 = 4 : 6 だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税：市民税 = 2 : 8 となる。 (29年度改正において措置)</p>	同左	同左

## 控 除 及 び 税 率 (続)

3	4	5	6	7
地震保険料控除 同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
社会保険料控除 同 左				
小規模企業共済等掛金控除 同 左				
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

## 18. (付表) 個人住民税の

区分	平成29年度	30	令和元年度	2
税額控除	<p>① 地方公共団体以外に対する寄附金          イ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金          ロ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金          ハ 都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く)について、寄附金の額(総所得金額等の30%を限度)のうち、2千円を超える部分の金額の10%相当額を税額控除する。          ※認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、寄附金税額控除の対象とすることとする。</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金イとロの合計額を税額控除(ロについては所得割額の20%を限度)する。          イ (寄附金 - 2千円) × 10%          ロ (寄附金 - 2千円) × (90% - 0 ~ 45% (寄附者に適用される所得税の限界税率) × 1.021<sup>**</sup>)          ※平成26年度から令和20年度までの措置。          (27年度改正において措置)</p>	<p>同左          (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税 = 4:6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税:市民税 = 2:8となる。          (29年度改正において措置)</p>	<p>同左</p>	<p>① 同左</p> <p>② 地方公共団体に対する寄附金          総務大臣は地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。          (イ) 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体          (ロ) (イ)の地方公共団体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体          ・返礼品の返礼品割合を3割以下とすること          ・返礼品を地場産品とすること          (令和元年度改正において措置)</p>
控除(続)	<p>平成26年4月から平成29年末までの間に居住の用に供し、住宅の対価等の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合          ①と②のいずれか小さい額          ① 所得税の住宅借入金等特別税額控除額のうち所得税の額から控除しきれなかった額          ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の7% (最高136,500円)を限度)          [控除期間] 10年間          (25年度改正において措置)</p> <p>(注1) 適用期限を令和3年12月31日まで2年6月延長。          (税制抜本改革法改正法(地方税)において措置)          (注2) 現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅の新築取得等をした場合についても適用可能とする。          (28年度改正において措置)</p>	<p>同左          (注) 税額控除の割合等は、原則として、道府県民税:市民税 = 4:6だが、標準税率の割合同様に、指定都市の区域内に住所を有する者については、道府県民税:市民税 = 2:8となる。          (29年度改正において措置)</p>	<p>同左</p>	<p>同左          [控除期間]          令和元年10月1日から令和2年12月31日居住分(消費税率10%が適用される住宅取得等に限る。)に係る入居期間11~13年目についても、所得税額から控除しきれない額を個人住民税から控除する。          入居期間11~13年目の控除限度額は、10年目までと同様、課税総所得金額等の7% (最高136,500円)。          (令和元年度改正において措置)</p>

## 控 除 及 び 税 率 (続)

3	4	5	6	7
<p>① 同 左</p> <p>(注) 個人が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合には、放棄払戻請求権相当額（限度額20万円）については、寄附金控除の適用ができることがあることとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための地方税関係の臨時特例において措置)</p> <p>② 同 左</p>	同 左	同 左	同 左	同 左
<p>同 左 [控除期間]</p> <p>控除期間13年間の措置について、令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の①～③の要件を満たす場合には、期限内に入居したのと同様に適用可能とする。</p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと</p> <p>② 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること</p> <p>③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること</p> <p>(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における措置)</p>	<p>同 左 [控除期間]</p> <p>控除期間13年間の措置について、一定の期日までに住宅の取得等を行った場合には、適用期限を令和4年12月31日居住分まで延長。(令和3年度改正において措置)</p> <p>(注) [令和5年度分以後適用] 平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの間に居住の用に供した場合 ①と②のいづれか小さい額 ① 所得税の住宅借入金等特別控除額のうち所得税額から控除しきれなかった額 ② 税額控除前の所得税額(課税総所得金額等の5%(最高97,500円)を限度)</p> <p>[控除期間] 新築住宅、既存住宅等の住宅の区分に応じ10年間又は13年間(所得税法)(令和4年度改正において措置)</p>	同 左	同 左	同 左

## 18. (付表) 個人住民税の

区分		平成29年度	30	令和元年度	2
税 所 得 割	道府県（標準税率） 一律4% 市町村（標準税率） 一律6% 所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整する減額措置を講じる。	同左 (注) 指定都市の標準税率は、道府県民税は2%，市民税は8%となる。 (29年度改正において措置)	同左	同左	同左
率 均 等 割	道府県（標準税率） 1,000円 市町村（標準税率） 3,000円 (注) 復興財源確保のため、平成26年度から令和5年度までは 道府県（標準税率） 1,500円 市町村（標準税率） 3,500円	同左	同左	同左	同左

(備考) 1. 各年度の計数は適用年度に係るものである。

2. 個人住民税の課税標準は前年の所得について算定した所得金額であり、個人住民税における給与所得控除及び公的年金等控除については、前年分の所得税  
3. 所得割については、前年の所得の金額が、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円（昭和56年度～昭和58年度27万円、昭和59年度及び昭和60年32万円（昭和57年度～平成2年度9万円、平成3年度15万円、平成4年度19万円、平成5年度25万円、平成6年度～平成10年度30万円、平成11年度31万円、令和3年度分以後の個人住民税の計算については、本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数に35万円を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額による

## 控 除 及 び 税 率 (続)

3	4	5	6	7
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

において適用されたものがそのまま適用される。

度29万円、昭和61年度～昭和63年度31万円、平成元年度32万円、平成2年度～平成9年度34万円)を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には平成12年度32万円、平成13年度～平成15年度36万円、平成16年度及び平成17年度35万円)を加えた金額以下である者は非課税である。なお、基礎控除等の見直しに伴い、(30年度改正において措置)。